

茅ヶ崎市特定歴史公文書等利用等規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市公文書等管理条例（令和2年茅ヶ崎市条例第3号。以下「条例」という。）の規定に基づき、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(歴史公文書等の寄贈又は寄託)

第3条 市長は、法人その他の団体又は個人から寄贈し、又は寄託する旨の申出があった文書が歴史公文書等に該当すると認めるときは、当該文書の寄贈又は寄託を受けることができる。

2 市長は、前項の規定に基づき寄贈又は寄託を受けた特定歴史公文書等について、寄贈又は寄託をした者の希望に応じ、利用の制限を行う範囲及び期間を定めるものとする。

3 市長は、第1項の規定により寄贈又は寄託を受けた日から1年以内に、当該特定歴史公文書等を一般の利用に供するよう努めなければならない。

(目録の作成及び公表)

第4条 条例第11条第4項の特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項は、次に掲げる事項（条例第13条第1項第1号ア若しくはイに掲げる情報又は同項第2号に規定する情報に該当するものを除く。）とする。

(1) 名称

(2) 保存期間が満了した時点における実施機関又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名

(3) 引き続き保存若しくは移管をし、又は寄贈若しくは寄託を受けた時期

(4) 媒体の種別

2 市長は、条例第11条第4項の目録を市長が別に定める閲覧場所において一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(本人であることを示す書類)

第5条 条例第14条の利用請求をする者は、市長に対し、自動車又は原動機付自転車の運転免許証、旅券その他これらに類するものとして市長が認める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(利用請求の手続)

第6条 条例第15条に規定する書面は、特定歴史公文書等利用請求書とする。

2 条例第15条第3号の規則で定める事項は、利用の方法その他利用に供するために必

要な情報とする。

- 3 市長は、特定歴史公文書等利用請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、市長は、当該請求をした者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(利用請求に対する利用決定等の通知)

第7条 条例第16条第1項の規定による通知は、特定歴史公文書等の全部を利用させるときは特定歴史公文書等利用決定通知書により、特定歴史公文書等の一部を利用させるときは特定歴史公文書等一部利用決定通知書により行い、同条第2項の規定による通知は特定歴史公文書等利用不承認決定通知書により行うものとする。

(利用決定等期間の延長等の通知)

第8条 条例第17条第2項の規定による通知は、特定歴史公文書等利用決定等期間延長通知書により行うものとする。

- 2 条例第18条第1項の規定による通知は、特定歴史公文書等利用決定等期間特例延長通知書により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知)

第9条 条例第19条第1項及び第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項(第2号に掲げる事項にあつては、同条第2項に該当する場合に限る。)とする。

- (1) 利用請求の年月日
- (2) 利用請求に係る特定歴史公文書等の利用をさせようとする理由
- (3) 利用請求に係る特定歴史公文書等に記載されている当該第三者(市及び利用請求者以外の者をいう。)に関する情報の内容
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

- 2 条例第19条第1項及び第2項の規定による通知は、意見書提出機会付与通知書により行うものとする。

- 3 条例第19条第3項の規定による通知は、特定歴史公文書等利用通知書により行うものとする。

(電磁的記録の利用の方法)

第10条 条例第20条の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電磁的記録を専用機器により再生又は映写したものの閲覧、視聴又は聴取
- (2) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- (3) 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付

(特定歴史公文書等の廃棄)

第11条 特定歴史公文書等として保存されている文書について、劣化により判読及び修復が不可能で利用できなくなった場合には、市長は、当該文書が重要でなくなったと認めるものとする。

2 市長は、条例第27条第1項の規定により特定歴史公文書等の廃棄を行った場合は、廃棄に関する記録を作成し、公表するものとする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。